

令和8年度山梨県立高等学校の入学者選抜 における県外からの受検の特例措置要項

この要項は、令和8年度山梨県公立高等学校入学者選抜実施要項（以下「実施要項」という。）の「X その他」の2の規定により、県境地域にある山梨県立高等学校への県外からの受検に係る特例について、必要な事項を定めるものとする。

1 県境地域にある山梨県立高等学校

本要項で定める県境地域にある山梨県立高等学校は、山梨県立北杜高等学校、山梨県立身延高等学校及び山梨県立上野原高等学校の3校（以下「県境3校」という。）とする。

2 県境3校における募集定員の特例

山梨県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、県境3校の募集定員について、山梨県内の中学校卒業見込者数を基に策定する募集定員（以下「県内定員」という。）とは別に、次表の各高等学校に対応する隣接都県に居住する者を対象とした募集定員（以下「県外定員」という。）を募集学科・コースごとに定める。

高等学校名	隣接都県	募集学科	県外定員の上限
北杜	長野県	普通科 (理数コースを除く。)	教育委員会が別に定める数
		普通科理数コース	
		総合学科	
身延	静岡県	総合学科	教育委員会が別に定める数
上野原	東京都 神奈川県	総合学科	教育委員会が別に定める数

3 出願手続の特例

(1) 県外定員に対して出願を希望する隣接都県に居住する者は、実施要項の「別記1 県外からの出願」に定める手続きに代えて、県外志願届（別紙様式1）を、出願を希望する高等学校長に届け出る。

なお、当該届出は出願の前までに行うものとし、届出期間については、県境3校の各高等学校長が別に定める。

(2) 県境3校の高等学校長は、(1)の届出があった場合は、内容を審査し、適当と認めるときは届出者に受理書（別紙様式2）を交付する。

なお、本受理書は出願手続において、実施要項に定める県外入学志願承認書として扱う。

4 県外定員に対する前期募集

(1) 県外定員に対する前期募集人員は、実施要項のⅡの「第2 募集人員」の規定にかかわらず、県外定員の範囲内で各高等学校長が定める。

(2) 県境3校の県内定員に対する前期募集において、入学内定者が前期募集人員に満たない場合であっても、県外定員に対する選抜で入学内定者とならなかった者から選抜しない。

(3) 県外定員に対する前期募集の選抜方法については、実施要項のⅡの「第9 選抜方法」に準ずる。

5 県外定員に対する後期募集

(1) 県外定員に対する後期募集人員は、実施要項のⅢの「第3 募集人員」の規定にかかわらず、県外定員から県外定員に対する前期募集の入学内定者の数を減じた数をもとに、各高等

学校長が定める。

- (2) 県外定員に対する前期募集に出願し入学内定とならなかった者で、当該入学内定とならなかった高等学校の県外定員に対する後期募集に志願するものは、新たに3に定める届出をすることを要しない。
- (3) 県外定員に対する後期募集の出願に当たり、第1・第2希望まで志望順位を付ける場合は、普通科に設置されているコースは専門教育学科と同じ扱いとする。
- (4) 県外定員に対する後期募集における県境3校の志願変更の扱いは、次のとおりとする。

高等学校名	志 願 変 更 の 可 否 等
北杜	志望学科・コース、志望順位について、志願変更することができる。 手続きについては、実施要項のⅢの「第6 志願変更」に準ずる。
身延	入学願書の提出後、志願の変更をすることはできない。
上野原	入学願書の提出後、志願の変更をすることはできない。

- (5) 県境3校の県内定員に対する後期募集において、入学許可予定者が後期募集人員に満たない場合は、県外定員に対する選抜で入学許可予定者とならなかった者から選抜することができる。
- (6) 県外定員に対する後期募集の選抜方法については、実施要項のⅢの「第11 選抜方法」に準ずる。ただし、6及び7については次のとおりとする。
 - 6 普通科に設置されているコースについては、普通科とは別枠で選抜する。
 - 7 普通科に加えて専門教育学科（普通科に設置されているコースを含む）・総合学科のいずれか若しくはその両方が設置されている場合の選抜は、その学科を第1希望とする者から選抜する。当該選抜の結果、募集人員に満たない学科がある場合は、第1希望とする学科の選抜で入学許可予定者とならなかった者のうち募集人員に満たない学科を第2希望とする者から選抜する。なお、(5)の規定により選抜する場合についても、同様とする。

6 県境3校における再募集

- (1) 県外定員については、欠員が生じた場合であっても再募集は行わない。
- (2) 県境3校の県内定員に対する再募集が実施される場合は、当該県境3校に対応する隣接都県に居住する者は、当該募集される学科・コースに出願することができる。
なお、出願資格については、実施要項のⅢの「第4 出願資格」の「[一般選抜]」に準じ、出願時に、公立高等学校及び県内の私立高等学校のいずれにも合格していない者とする。
- (3) (2)の出願手続きについては、実施要項のⅣの「第4 出願方法」の「3 出願手続」のうち、未受検者及び学力検査成績証明書に係る手続きを除き準用する。
なお、誓約書については、様式16に替えて別紙様式3を提出するものとする。
- (4) 県境3校の再募集に係る選抜に当たっては、実施要項のⅣの「第8 選抜方法」に準ずる。

7 適用除外

県境3校の隣接都県に居住する者のうち、実施要項の「別記1 県外からの出願」の2の「やむを得ない理由のある者」については、本要項の規定は適用しない（別記1に定める手続きにより出願すること。）。

8 その他

本要項に定めのない事項については、実施要項の規定に準ずる。

県外志願届

令和 年 月 日

高等学校長 殿

志願者

現 住 所
氏 名

生 年 月 日 平成 年 月 日生

在学（出身）中学校名

保護者

現 住 所
氏 名

本人との続柄

次のとおり入学志願をしたいので受理されますようお願いいたします。

入学を希望する 高等学校	高等学校 科
志願者は、都・県に居住しており、他の公立高等学校に志願していないことを証明いたします。	
令和 年 月 日	
所在地・電話番号	
学 校 名	
校長氏名	職印

(注) 本票は日本産業規格A4（縦）とする。

令和 年 月 日

殿

高等学校長 職印

受 理 書

届出のあった県外からの志願について、次の学科への志願を受理しました。

入学を希望する学科	科
-----------	---

(注) 本票は日本産業規格A4（縦）とする。

誓 約 書

令和 年 月 日

高等学校長 殿

志 願 者 氏 名

保 護 者 氏 名

下記の事項は、事実と相違ないことを誓約いたします。
なお、事実と相違するときは、入学志願、入学許可を取り消されても異存ありません。

記

令和8年度入学者選抜において、公立高等学校及び山梨県内の私立高等学校のいずれにも入学許可予定者となっていないこと。

以上

上記のことを証明します。

令和 年 月 日

学 校 名

校長氏名

職印

(注) 本票は日本産業規格A4（縦）とする。